平成16年4月1日告示第101号

改正

平成19年3月9日告示第27号 平成22年4月1日告示第51号 平成25年5月31日告示第75号 令和5年6月23日告示第114号

伊豆市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を促進するとともに、ごみ問題に対する市民意識の向上を図るため、電気式生ごみ処理機器(以下「機器」という。)を購入し、設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆市補助金等交付規則(平成16年伊豆市規則第42号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(対象機器の定義)

第2条 この告示において「機器」とは、生ごみを発酵、乾燥等の方法により分解し、堆肥化又は 減量化する機械をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助対象者は、次の要件を満たす者とする。
 - (1) 市内に住所を有し、かつ居住している者
 - (2) 機器を常に良好な状態で維持管理できる者
 - (3) 過去5年以内にこの補助金を受けていない者
 - (4) 市税の滞納がない者
 - (5) 機器設置後、使用状況の調査に協力できる者

(補助範囲及び補助金の額)

第4条 補助範囲及び補助金の額は、1世帯に1基を限度とし、その購入費の額に3分の2を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額。ただし、その額が4万円を超える場合は4万円)を補助金の額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生ごみ処理機器購入費補助金(変更)交付申請書(様式第1号)を、市長に提出しなければならない。 (交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、 適当と認めたときは、生ごみ処理機器購入費補助金(変更)交付決定通知書(様式第2号)によ り、申請者に通知するものとする。

(調査の完了)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定された日から起算して120日以内又は交付決定された日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、第3条第5号の使用状況の調査を完了しなければならない。

(補助金の請求)

第8条 交付決定者は、前条の調査が完了した後、速やかに請求書(様式第3号)に調査結果報告書(様式第4号)を添えて提出しなければならない。

(転売等の禁止)

第9条 交付決定者は、当該補助金によって購入した機器を他の者へ転売し、又は貸与してはならない。

(監督)

第10条 市長は、必要と認めたときは、当該補助金を受けた者に対し、調査を行い、必要な指示又は報告を求めることができる。

(補助金の交付決定の取り消し)

- **第11条** 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
 - (1) 詐欺その他不正な手段により交付を受けたとき。
 - (2) その他適切な維持管理を怠り、不適当と認められる行為があったとき。
- 第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の土肥町生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱(平成13年土肥町要綱第2号)又は中伊豆町コンポスト・EMボカシ容器無償貸与要領(平成8年中伊豆町告示第34号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成19年3月9日告示第27号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日告示第51号)

この告示は、公示の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年5月31日告示第75号)

この告示は、公布の日から施行し、平成25年6月1日以降の申請分から適用する。

附 則(令和5年6月23日告示第114号)

- 1 この告示は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 令和 5 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1日までに、交付の決定があった補助金については、第 4 条中「2 分の 1」とあるのは「3 分の 2」と、「3 万円」とあるのは「4 万円」と読み替えるものとする。

生ごみ処理機器購入費補助金(変更)交付申請書

年 月 日

伊豆市長 様

 申請者(世帯主)

 住所伊豆市

 氏名

 電話

補助金の交付を受けたいので、伊豆市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額(変更)			円
購	入	費	円
処理核	幾器の名称	东 等	
処	理 方	法	バイオ式乾燥式
	. 入 予 定 業 君 		

- (注) 次の書類を添付してください。
 - 1 処理機器の内容等がわかる資料 (カタログ等)
 - 2 その他市長が必要と認める書類
- ●申請手続きにあたり、私の市税等の納付に関する情報を確認することに同意いたします。併せて、機器設置後の使用状況の調査に協力し、調査結果報告書を提出することを誓います。

生ごみ処理機器購入費補助金(変更)交付決定通知書

第		号
年	月	E

様

伊豆市長

年 月 日付けで申請のありました生ごみ処理機器購入費補助金について、次のとおり(変更)決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額
 金
 円

 交付決定額(変更)
 金
 円
- 2 交付の条件
 - (1) この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して2週間以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに設置を完了すること。
 - (2) 使用状況の調査が完了した後、速やかに「請求書」に「調査結果報告書」を添えて提出すること。
 - (3) 購入した処理機器を転売し、又は転貸しないこと。
 - (4) この補助によって購入した処理機器は、常に良好な状態で維持管理するよう努めること。 適切な管理を怠り、不適当な行為があったときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

様式第3号(第8条関係)

請求書

年 月 日

伊豆市長 様

 申請者(世帯主)

 住 所 伊豆市

 氏 名

年 月 日付け第 号により補助金の交付決定を受けた生ごみ処理機器購入費の補助金として、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金請求額 <u>金</u> 円
- 2 口座振込先

金融機関	
預金の種	普 通・当 座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

3 購入機器の領収書の写し (レシートは不可)

調査結果報告書

年 月 日

伊豆市長 様

住 所 伊豆市

名 称

1 調査月

月分 (g) 日 日 日 日 合計 日 日 日 使用前 使用後 1 • 2 1 • 2 1 • 2 1 • 2 1 • 2 1 • 2 1 • 2 分類 3 · 4 3 · 4 3 · 4 3 · 4 3 · 4 3 · 4 3 · 4

月分 (g) 日 日 日 日 日 日 日 合計 使用前 使用後 1 • 2 1 • 2 1 • 2 1 • 2 1 • 2 1 • 2 1 • 2 分類 3 · 4 3 · 4 3 · 4 3 • 4 3 · 4 3 · 4 3 • 4

月分	}						(g)	
	日	日	日	日	日	日	日	合計
使用前								
使用後								
分類	1 • 2	1 · 2	1 · 2	1 · 2	1 • 2	1 · 2	1 · 2	
	3 · 4	3 · 4	3 · 4	3 · 4	3 • 4	3 · 4	3 · 4	

分類の欄について、該当する欄全てに「○」を記入してください。

1、調理くず 2、50%以上食べ残し 3、50%未満食べ残し 4、期限切れ商品